

○石岡市公共物等広告掲載取扱要綱

第1条 この告示は、市の公共物等に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 この告示により広告を掲載することができる公共物等とは、次のもの（以下「広告媒体」という。）をいう。

- (1) 封筒
- (2) 市の所有する公用車及び広告、看板等の構築物
- (3) その他広告を掲載できると市長が認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものに限る。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 人権を侵害するもの
- (5) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないもの
- (6) 意見広告（社会問題に関する意見を記載した広告を含む。）及び個人の宣伝に係わるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (8) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業であるもの
- (9) 社会的な信用、信頼に欠ける内容であると認められるもの
- (10) 市の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (11) その他市長が不適當と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 第2条第2号及び第3号に掲げる広告媒体に係る広告の掲載位置、規格及び掲載期間等については、その実情を考慮して定める。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、市広報紙及び市ホームページ等で公募するものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、公共物等広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて提出するものとする。

2 前項の申込みができる者は、市内及び近隣市町村に事業所等を有するもので、市町村税等を完納しているものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、第14条に規定する石岡市広告掲載審査会の審査に付し、広告の掲載の可否を決定し、公共物等広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告の掲載順位)

第8条 広告掲載を希望するものからの広告掲載希望が同一の公共物等について複数ある場合の掲載する広告の順位は、次の順位とする。

- (1) 独立行政法人、特殊法人、公益法人（第3条第3号の活動をする法人を除く。）及びそれに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるものの広告

2 同一順位内における複数の者からの希望にあつては、抽選等公平な方法によりこれを決定する。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「掲載者」という。）は、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告の作成及び経費の負担等)

第10条 第2条第1号については、市が作成するものとする。

2 前項を除くものについては、掲載者において作成し、掲載者が負担するものとする。

(掲載者の責任)

第11条 掲載者は、広告掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申し立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を中止することができる。

- (1) 指定期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 掲載後において、広告の掲載内容が第3条の規定に違反すると認めるに至ったとき。

(石岡市広告掲載審査会)

第14条 広告掲載に関する諸事項を審査するため、石岡市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には、財務部長をもって充て、副委員長には総務課長を充てる。
- 4 委員には、ふるさと納税・財産活用課長、秘書広聴課長、都市計画課長及び商工観光課長を充てる。
- 5 審査会は、次に掲げる事項の審査を行う。
 - (1) 公共物等の広告媒体としての適否に関すること。
 - (2) 広告掲載の可否に関すること。
 - (3) 広告掲載の取消しに関すること。
 - (4) その他広告掲載に必要な事項
- 6 委員長は、第3条に規定する要件を明らかに満たすものについては、石岡市広告掲載審査会の審査を省略することができる。
- 7 審査する事案の主管課長又は担当者は、会議に出席するものとする。
- 8 審査会の庶務は、財務部ふるさと納税・財産活用課において処理する。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

種類等		位置，規格等	掲載期間	掲載料金
封筒長 3		裏面 縦40mm×横90mm以内 単色（黒）	封筒の使用 が完了する 日まで	1枚当たり10円，ただし 1,000枚単位
封筒角 2		裏面 縦60mm×横90mm以内 単色（黒）		1枚当たり25円，ただし 1,000枚単位
市公用車	軽自動車	縦35cm×横50cm以内 カラー	市の指定する期間	1箇所当たり4,000円／月
	小型乗用車 （バンを含む。）	縦35cm×横50cm以内 カラー		1箇所当たり5,000円／月
	行政バス	縦60cm×横200cm以内 カラー		1箇所当たり10,000円／月
広告，看板等		市の指定する位置 市の指定する規格	市の指定する期間	石岡市道路占用料徴収条例 （平成17年石岡市条例第160号）による。

様式第1号(第6条関係)

公共物等広告掲載申込書

年 月 日

石岡市長 宛

住 所
氏 名
電話番号

石岡市公共物等広告掲載取扱要綱第6条の規定により，広告の原稿を添えて次のとおり申し込めます。

広告の掲載を希望する媒体	
掲 載 位 置 ， 規 格 等	
掲 載 を 希 望 す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

公共物等広告掲載(不掲載)決定通知書

年 月 日付けで申込みの広告掲載について、石岡市公共物等広告掲載取扱要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 決定区分

☐ 掲載する

☐ 掲載しない

(理由)

2 広告媒体

3 広告掲載位置

4 広告掲載料金 金 円

5 広告掲載料金の納入期限

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払ください。

6 条件